

豊川市立金屋中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで、教職員が一致団結し、日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかなければならない。

学校は、生徒が安心して楽しく学べる環境でなくてはならない。生徒が、自己肯定感や自己有用感をもち、仲間とともに成長できるよう、道徳・特別活動をはじめ、学校教育活動全体で規範意識の向上を図ったり、集団のあり方について学習を深めたりする。

また、日ごろから関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に向けて取り組んでいく。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会（いじめ対策委員会・生活部会）」を設置し、いじめの兆候をとらえ未然に防ぐ。また、生徒からの訴えに対し、迅速な情報の収集と共有を図り、具体的な方策の検討と対応をする。

校長、教頭、校務主任、生主、学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートから、本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

② 教職員への共通理解と意識啓発

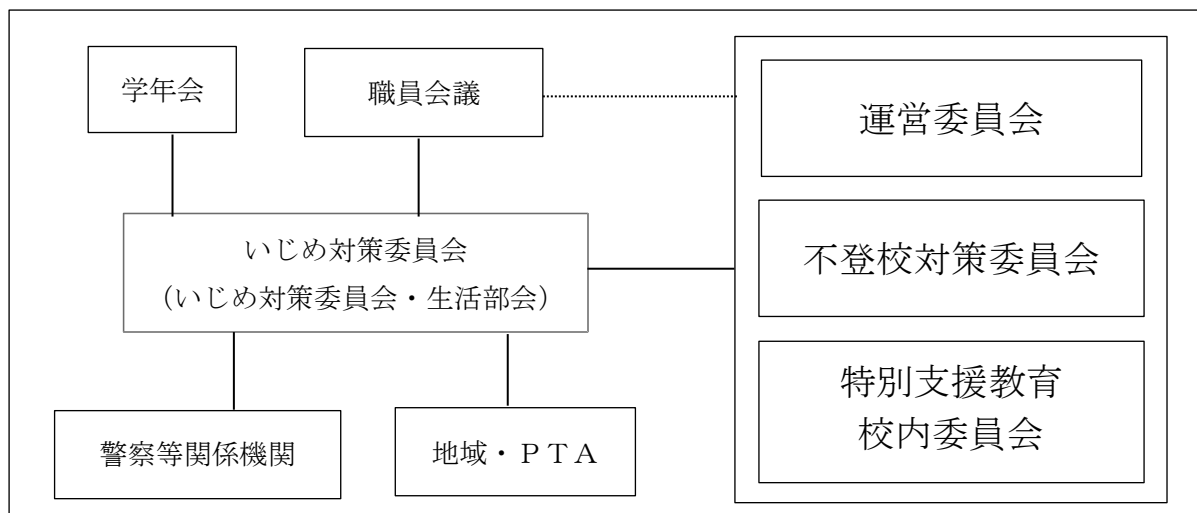
- ・ 年度初めに、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行う。

③ 生徒や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取

- ・ 学校便りやHP等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

④ いじめへの対処

- ・ いじめがあった場合や、その疑いがあるという情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応は、メンバー構成を検討し、迅速に対応する。必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ・ 問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。



3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

生徒が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、教育相談の時間を設け、生徒の悩みを受け取る。

(1) いじめの未然防止

- ① 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。その手立てとして、4月にエンカウンターやピアサポートなどの活動を多く実施する。
- ② 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。また、総合的な学習の中でキャリア教育を推進し、人間関係形成能力を育む。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る。特に1年生のオリエンテーション活動、2年生の野外教育活動、3年生の修学旅行などの体験活動を重視し、生徒と生徒、教師と生徒との人間関係を作るとともに、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。そのために、情報モラル教室などの講演会や学習会を設定する。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめアンケート（6月・11月・2月）を行った後、全生徒に対し教育相談を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。また、定期相談にこだわることなく、授業中の様子や生活ノートのやりとりなどから、生徒の変化に応じて、声をかけながら相談を随時実施する。
- ② 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ 年度当初に、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を開催し、対応チームの編成、具体的な対応方針の決定、役割分担を行い、いじめ問題の解決に向けて組織的かつ早急に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、「いじめはどんな理由があっても許されない」ことを伝え、自分の行ったことをしっかりと振り返らせるなど、適切な指導を行う。
- ④ 被害生徒に対して、いじめ問題が解決しても継続的に声をかけ、面談等を行い、新たなトラブルがないかを見守り、前向きに学校生活を過ごすことができるよう支援する。
- ⑤ 加害生徒に対して、いじめ問題が解決しても継続的に観察、声かけ、面談等を行い、立ち直りに向けて支援する。
- ⑥ 被害生徒の保護者への支援、加害生徒の保護者へ親子でいじめ問題に向き合うことができるよう助言を継続的に行う。
- ⑦ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① PTA や地域の関係団体、学校運営協議会や青少年健全育成協議会などと連携し、いじめの問題をはじめ、学校が抱える課題を共有し、解決する仕組みづくりを推進する。
- ② 保護者は、子どもにいじめをしないよう指導するとともに、悩みがあった場合、周囲に相談するようはたらきかける。
- ③ 家庭と連携し、相手を思いやる気持ちや規範意識を高める指導を行う。
- ④ SNS の適切な利用についての指導を行うとともに、家庭でもインターネットを通じたいじめを防止するよう、使い方の約束をするなど、日頃から話題にできるよう働きかける。
- ⑤ 未然防止から早期発見、いじめへの対処において、様々な立場から効果的に対応していくため、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との連携を密にする。

4 重大事態への対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときの重大事態への対応については、教育委員会へ発生の報告をし、学校が調査主体となった場合、次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施
※ いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどを、可能な限り網羅的にかつ時系列に明確にする。
- ③ 被害生徒及びその保護者へ適切な情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置